

介護老人福祉施設 さがみ湖桂寿苑 面会指針

1. 面会についての基本的な考え方

利用者と家族の面会は、お互いの心の安定を図る上でも必要不可欠な交流であり、基本的に面会は自由な形式で行われることが望ましいと考えます。

一方、重症化リスクの高い利用者が新型コロナウイルス等に感染しないよう、自由な面会を制限することも必要な感染症予防対策と認められています。

しかしながら、面会中止の長期化は利用者および家族の心理面に過度な負担を掛けることになり、施設生活の質の低下にもつながることが考えられます。

よって、当施設では前出のことを踏まえ自由な形式での面会を制限しつつ、新しい生活様式に対応した面会方法を検討しご提案して参ります。

2. 面会方法

(1) 対面での面会

① 施設が指定する場所（地域の感染症発生状況により）（衝立あり）

※ 予約が必要です

② 居室（看取り期における特例）・（曜日・時間帯は個別に通知）

※ 相談・予約が必要です

③ 居室（地域の感染症発生状況が落ち着いている時）（衝立なし）

※ 予約なしで面会頂けます（1日1回の制限があります）

(2) 窓越しでの面会（施設内に感染症が発生している時等）（要予約）

各ユニット非常用出入口付近（2階・3階）（面会者は外廊下）

3. 面会の通知方法

(1) 書面での通知（中止・再開・その他）

身元保証人等、指定されたご家族へ郵送

(2) 電話での通知（中止(予約済み者)）

面会予約者（登録がない場合は身元保証人等）

(3) ホームページでの通知

※令和5年6月現在、未実施

(4) 施設内の掲示

4. 面会対象者に関する事項

- (1) 身元保証人または連帯保証人
- (2) 家族（身元保証人等が認めた家族及び親族）
 - ① 面会できる人数（2名以内）
 - ② 18歳未満又は学生は通園、通学先の感染状況を確認する
- (3) 知人・友人（※令和5年6月現在、対象外）

5. 面会者の健康状態等に関する事項

- (1) 面会前（面会予定日を基準として）
 - ① 過去1週間以内に新型コロナウイルス等の感染者との接触がないこと
 - ② 同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ③ 過去1週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ④ 過去1週間以内に新型コロナウイルス等の感染症に罹患していないこと
 - ⑤ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと
- (2) 面会当日
 - ① 発熱、のどの痛み、咳、鼻水、鼻詰まり、くしゃみ、強い倦怠感、下痢、嘔吐、頭痛、悪寒、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ② その他の体調不良がないこと
- (3) 面会后
一定期間（3日）以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡すること（直ちに利用者・対応職員の健康観察の対応に入るため）

6. 予約なしの面会（地域の感染症発生状況が落ち着いている時）

- (1) 面会可能日は、火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（祝日も可）
（12月30日・31日、1月1日・2日・3日は含まず）
- (2) 面会可能回数は、利用者に対し1日1回
（予約がないため、ご家族間での調整確認をお願い致します）
- (3) 面会実施時間帯
午前 9:45 ～ 11:15の間（受付は9:35頃から）
午後 1:30 ～ 4:00の間（受付は1:20頃から）

(4) 面会可能時間

居室入室から15分以内

(5) 入室から退室までの流れ

- ① 面会者は、マスク着用にて来苑。(マスクは不織布マスク以上の物とする)
- ② 正面玄関から入り、手指消毒と体温測定を行う。
- ③ 受付にて面会用紙に面会者氏名と体温を記入し、健康チェックの質問に答える。
※(面会に適さないと判断した場合は、面会を中止させて頂く)
- ④ 面会者用の札を受け取る。※(エレベーター降下の暗証番号が印字されている)
- ⑤ 施設のスリッパに履き替え、面会者の靴は下駄箱に入れて入室する。
※(下駄箱には番号等の表示がないため、入れた場所を確認し入室してください)
- ⑤ 利用者への差し入れは受付時に申請し確認を取ってからユニット介護職員に渡す。
- ⑥ マスク着用のまま会話をし、居室内での飲食は禁止とする。
※(基本的に介護職員の付添いはありません)
※(別にご案内する居室内での留意事項の遵守にご理解ご協力をお願いします)
- ⑦ 介助が必要な場合は、居室のナースコールで介護職員に依頼する。
- ⑧ 面会目安時間15分が経過し退室する際は、ナースコールで介護職員に通知する。
※(介護職員は換気や戸締り確認、消毒の実施があり時間厳守でお願いします)
- ⑨ 介護職員への質問や相談事はユニット談話室を出た廊下で行うこととする。
※(業務都合上、短時間をお願いします。その他は事務室で承ります)
- ⑩ 施設のスリッパは使用済み用の箱に収め靴に履き替える。
- ⑪ 面会者は、手指消毒を行い面会者用の札を返却し退室する。
※(面会者用トイレは1階機能訓練室側とし、各フロア廊下のトイレは使用禁止とする)

7. 面会の予約に関する事項 (2.(1)対面での面会① ・ 2.(2)窓越しでの面会の場合)

(1) 面会可能日は、第二、第四水曜日を基準とする火曜日・水曜日・木曜日・金曜日
(12月30日・31日は含まず)

(2) 面会可能回数は、利用者に対し月1回
(1ヶ月に32名分の面会枠となります)

(3) 面会時間 (事前予約制)

- ① 10:30～ ② 11:00～ ③ 13:45～ ④ 14:15～ 1日4組限定
各時間帯15分以内

(4) 面会の予約方法

- ① 面会予定週の2週間前の月曜日から受付を開始
(火曜日を基準とし、15日前の月曜日の10:00から受付)
- ② 電話による受付 (月曜日～金曜日の10:00～16:00)
※予約枠に限られるため、週の初めに予約が埋まる可能性がある。
- ③ 面会当日の予約は受け付けない。
- ④ 利用者氏名と面会希望日時を伝える。
- ⑤ 面会家族の氏名と関係、人数を伝える。
- ⑥ 再度、面会日時を確認し施設、家族双方で間違いのないように記録する。
(面会予定日前週の金曜日に面会予定表を各ユニットに配布する)
- ⑦ 面会者の都合で面会を中止または、変更したい場合は、施設に連絡する。
(さがみ湖桂寿苑 TEL : 042-685-2526)

8. 面会日の手順等に関する事項

(1) 入室から退室までの流れ

- ① 面会者は、マスク着用にて来苑
- ② 正面玄関から入り、手指消毒と体温測定を行う。
- ③ 受付にて面会用紙に面会者氏名と体温を記入し、健康チェックの質問に答える。
※(面会に適さないと判断した場合は、面会を中止させて頂く)
- ④ 持参した新しいマスク(不織布マスク以上の物)に交換する。
- ⑤ 利用者へ差し入れがある場合は、対応職員に内容を伝え渡す。
- ⑥ 施設内での面会時は、施設のスリッパに履き替え靴は下駄箱に入れ入室する。
- ⑦ 窓越し面会の場合は、職員の案内で外階段を通り面会場所に移動する。
- ⑧ 面会指定場所での留意事項を確認
- ⑨ 利用者との面会 (面会予定開始時間から15分以内)
(ユニット担当介護職員が付き添えない場合もあります)
(面会後に使用した机、椅子、パーティション、スリッパ等の消毒を行うため時間厳守を)
- ⑩ 面会者は、面会終了を事務室または、施設職員に知らせる。
- ⑫ 施設内の面会時は、施設のスリッパを使用済み用の箱に収め靴に履き替える。
- ⑬ 面会者は、手指消毒を行い退室する。

9. 面会時の留意事項 (2.(1)対面での面会 ・ 2.(2)窓越しでの面会 共通)

- (1) 施設職員は、面会者に次の留意事項を説明または周知し、理解を求めるように努める。
 - ① 面会者または、利用者の心身の健康状態が面会に適さないと判断した場合は、当日の面会を中止する。
 - ② 面会者は、マスクを正しく装着し会話すること (禁止 : 鼻マスク ・ 顎マスク)
 - ③ 面会指定場所から無断で離れること (施設職員に声を掛け確認を取る)

- ④ 利用者に触れるまたは、介助を行うこと
- ⑤ 面会中に飲食や喫煙をすること
- ⑥ 利用者に直接差し入れを渡すこと
- ⑦ 面会時間終了の声掛けに応じないこと
- ⑧ パーティションに触れる(叩く)・故意に動かすこと
- ⑨ パーティションの上や横から身を乗り出し話し掛けること
- ⑩ 窓ガラスを開けるように職員に強要すること（窓越し面会の際）
- ⑪ 窓ガラスを強く叩く事（窓越し面会の際）
- ⑫ 面会者は、施設内のトイレの使用を必要最小限とすること
- ⑬ 面会予約時間に遅れる場合は施設に連絡すること
（予約面会の場合、施設は面会時間の再調整等を行わない）

10. 看取り期の面会について

看取り期の面会については、医師への相談、家族の意向を踏まえ個別に面会方法等を検討、相談し身元保証人等に連絡し日時を決定する。（基本は2名以内、15分以内）

11. 面会中止及び面会方法変更の協議、決定について

以下の事項に該当する場合は、感染症予防委員会を開催し面会についての協議、決定を行い、必要に応じ利用者および家族、施設職員に周知する。

- (1) 施設内で新型コロナウイルス感染症等の罹患者が発生した場合
- (2) 施設内で新型コロナウイルス感染症等の感染疑い者が複数確認された場合
- (3) その他感染リスクの高い感染症の発生または感染疑い者が複数確認された場合
- (4) 地域の感染状況の悪化や行政から面会制限等に関する通知が出た場合

12. 当該指針の閲覧について

- (1) 利用者は、施設職員に申し出ることによりいつでも施設内で閲覧することができる。
- (2) 面会者(家族等)は、施設職員に申し出ることにより施設内で閲覧することができる。

13. 指針等の見直し

本指針は感染症予防委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

この指針は、令和 4年10月25日から施行する。

この指針は、令和 5年 7月 1日から変更する。